

平成16年(行ウ)第47号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 藤永知子 外31名

被控訴人 埼玉県知事 外1名

## 被告変更の申立書

平成18年6月14日

さいたま地方裁判所第4民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	佐々木 新一
同	南 雲 芳 夫
同	野 本 夏 生
同	猪 股 正
同	小 林 哲 彦
同	川 井 理砂子

### 第1 申立の趣旨

本件訴状中の請求の趣旨第4項について、被告「埼玉県知事」とあるのを、以下のとおり、埼玉県知事から委任を受けた各課長に変更することを許可する

- (1) 河川法第63条に基づく受益者負担金の既支出分のうち平成15年9月10日から平成16年9月9日までの1年間における支出分相当額の損害賠償請求を行うことを求める部分については、「被告埼玉県河川砂防課長」とする
- (2) 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金事業負担金の既支出分のうち平成15年9月10日から平成16年9月9日までの1年間における支出分相当額の損害賠償請求を行うことを求める部分については、「被告埼玉県土地水政策課長」とする

- (3) 一般会計から水道事業特別会計への繰出金(特定多目的ダム法に基づく利水者負担に対する出資金及び水源地域対策特別措置法に基づく整備事業負担に対する補助金)の既支出分のうち平成15年9月10日から平成16年9月9日までの1年間における支出分相当額の損害賠償請求を行うことを求める部分については、「被告埼玉県財政課長」とする

との決定を求める。

## 第2 申立の実情

- 1 原告らは、訴状の請求の趣旨第4項において、請求の相手方を「埼玉県知事」とした。

これは、都道府県の長たる知事が、財政に関する広範な権限を本来的に有していることなどから、埼玉県知事を被告として損害賠償の義務づけを求めたものであるが、県の財務規則は、河川法第63条に基づく受益者負担金につき「必要な措置」を取る権限を河川砂防課長に、財団法人利根川、荒川水源地域対策基金事業費負担金につき「必要な措置」を取る権限を土地水政策課長に、一般会計から水道事業特別会計への繰出金(特定多目的ダム法に基づく利水者負担に対する出資金及び水源地域対策特別措置法に基づく整備事業負担に対する負担金)について「必要な措置」を取る権限を財政課長にそれぞれ委任しているという事実が訴訟の過程で明らかにされ、被告適格を有するのが上記各課長であることが判明した。

- 2 上記1に述べた被告選択の誤りは、いずれも複雑な事務分掌、事務の委任に関する法、財務規則の規定などを原因として発生したものと言え、公営企業管理者も知事も、本来的にはそれぞれの権限を有しているといえるものであるから、一目して明らかな誤りとはいえないから、故意又は重過失による誤りとはいえない。また、各課長は、埼玉県という組織の一部であり、請求の趣旨から、原告の真に意図するところも容易に理解することが可能となっていることから、被告の変更を認めても何ら不都合はない。

3 よって、本件についての被告の変更は認められるべきである。

以上